

3 貧困が及ぼす子どもへの影響

(1) 就学前

- ・ 保育所等へ入所できない状況は若干改善

子どもを保育所等に入所できない母子世帯の割合は平成28年度で1.9%となっており、前回調査(平成23年度)の4.7%から改善している。

【幼稚園・保育所 利用状況】

(単位：%)

	母子家庭		父子家庭	
	平成28年	平成23年	平成28年	平成23年
幼稚園	8.6	8.5	7.2	16.0
保育所	79.1	78.8	85.6	80.0
無認可保育所	1.0	2.0	0.0	0.0
保育所に入所できない	2.0	4.7	0.0	4.0
空きがない	1.6	3.2	0.0	0.0
求職活動中	0.2	1.4	0.0	4.0
費用が高い	0.2	0.1	0.0	0.0
上記以外の理由	—	—	0.0	0.0
通園していない	9.3	6.1	7.2	0.0

(京都府家庭支援課調べ)

(2) 小・中学生

- ・ 家庭の経済状況が学力に影響
- ・ 生活習慣の確立と学習習慣の定着を図るきめ細やかな支援が必要

「全国学力・学習状況調査」の学力テストの結果において小学校6年生の国語の差がこの数年で縮小したが(府全体の平均正答数を1とした指数で比較)、すべての教科で府全体を下回っている傾向は変わっていない。

中学校卒業生徒の主な進路状況についても、全日制高校への進学率が府全体より低い状況は、平成25年以降変わっていない。

また、経済的に困難な家庭の子どもであっても、生活習慣・学習習慣が身につけていれば正答数が平均を上回るとともに、希望する進路が実現できている傾向が見られる。

(注) 1 府内の公立小中学校には、京都市立学校は含まない。

2 経済的に困難な家庭とは、要保護家庭(生活保護世帯)と準要保護家庭(市町(組合)教育委員会が要保護家庭に準じる程度に経済的理由で就学困難と認めた家庭。)

「全国学力・学習状況調査」における学力テストの状況(平成25年度・30年度の結果)

◇学力テストの平均正答数

○ 小学校6年生

(単位：問)

	国語A		国語B		算数A		算数B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	8.8	6.7	2.9	2.7	12.7	6.0	5.2	2.9
準要保護家庭の子ども	10.3	8.1	4.3	3.9	13.9	7.9	6.8	4.5
府全体	11.9	8.7	5.2	4.4	15.1	9.0	7.9	5.3
【問題数】	18	12	10	8	19	14	13	10

○ 中学校3年生

(単位：問)

	国語A		国語B		数学A		数学B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	19.9	20.5	4.8	4.8	15.9	16.1	3.7	3.9
準要保護家庭の子ども	22.4	23.5	5.5	5.3	20.0	21.9	5.3	5.8
府全体	24.4	24.5	6.1	5.6	23.1	24.2	6.9	6.7
【問題数】	32	32	9	9	36	36	16	14

(注) 府内の小中学校から各20校抽出し集計

A問題とは「主として知識に関する問題」、B問題とは「主として活用に関する問題」

(京都府教育委員会調べ)

III 子どもの貧困に係る現状と課題

◇府全体の平均正答数を1とした指数による状況の比較

○ 小学校6年生

	国語A		国語B		算数A		算数B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	0.74	0.77	0.56	0.61	0.84	0.67	0.66	0.55
準要保護家庭の子ども	0.87	0.93	0.83	0.89	0.92	0.88	0.86	0.85
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 中学校3年生

	国語A		国語B		数学A		数学B	
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	H25	H30
要保護家庭の子ども	0.82	0.84	0.79	0.86	0.69	0.67	0.54	0.58
準要保護家庭の子ども	0.92	0.96	0.90	0.95	0.87	0.90	0.77	0.87
府全体	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

(京都府教育委員会調べ)

中学校卒業生徒の主な進路状況

(平成25年度中学校3年生及び平成30年度中学校3年生)

(単位:%)

	京都府						
	京都府		要保護家庭の子ども		準要保護家庭の子ども		
	H25	H30	H25	H30	H25	H30	
高等学校等へ進学した者	99.0	99.1	96.5	94.6	98.3	98.2	
高校	全 日 制	94.0	93.1	77.1	74.4	90.1	89.6
	定 時 制	1.5	1.2	10.2	4.2	3.4	2.1
	通 信 制	1.9	2.7	7.9	11.3	2.4	4.3
特別支援学校高等部	0.9	1.2	1.3	4.8	2.1	1.8	
高等専門学校	0.8	0.9	0.0	0.0	0.3	0.4	

(注) 府内の全公立中学校(京都市立を除く) 悉皆調査

「高等学校等へ進学した者」とは、高等学校(全課程)、特別支援学校高等部、高等専門学校へ進学した者

(京都府教育委員会調べ)

(3) 高校生

- ・ 家庭の経済状況が高校での中退率と大学進学率に影響
- ・ きめ細かな学習支援が、高校中退を防止し、希望進路の実現と社会的自立につながる

経済的に困難な家庭の高校生の状況を見てみると、府全体と比べて中退率が高く、大学進学率にも大きな差が見られる。この要因の一つとして、中学校卒業時において、学力や基本的な生活習慣の定着に課題があることなどが考えられる。

(注) 経済的に困難な家庭とは、生活保護世帯を示す。

平成30年度高等学校生徒状況一覧

(単位:%)

	京都府	
		生活保護世帯(※3)
高等学校中退率	1.4(※1)	6.3
大学等進学率	79.3(※2)	44.1

※1 平成30年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省) 国公立高等学校(通信制課程含む)

※2 令和元年度学校基本調査(文部科学省)より。国公立高等学校(全日制・定時制)卒業生

※3 厚生労働省社会・援護局保護課調べ

(4) 支援を必要とする者(非行・ひきこもりなど社会的自立に向けて支援が必要な者)

① 非行と貧困

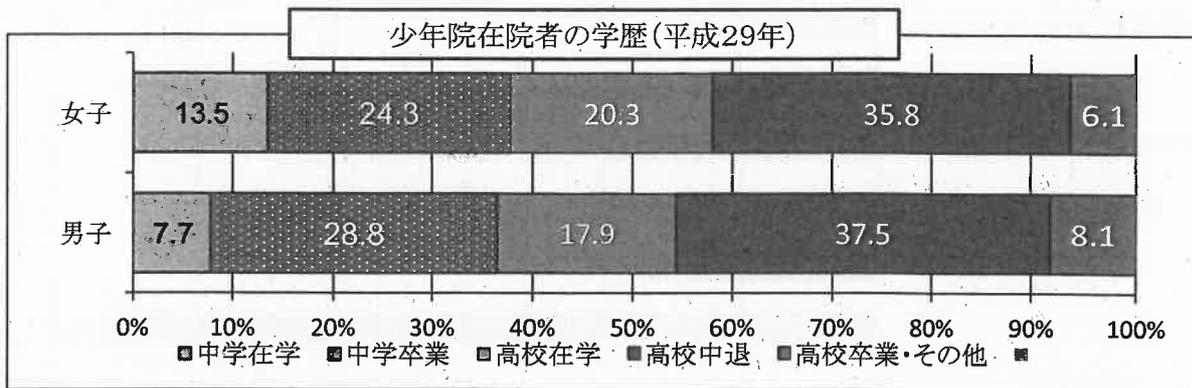
・ 非行の大きな要因は、家庭の養育力低下と学校不適応

子どもを非行に向かわせる大きな要因は、基本的な生活習慣の乱れを引き起こす家庭の養育力の低下や学力不振を背景とする学校不適応がある。

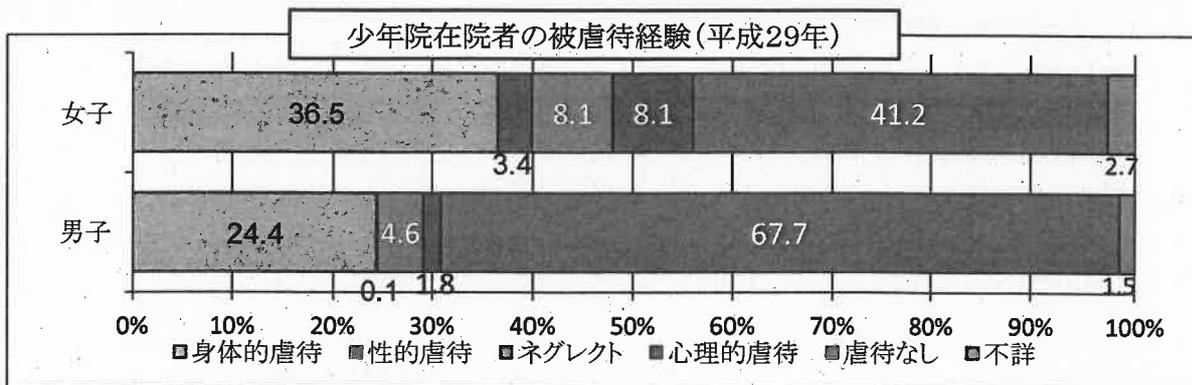
少年院に入っている子どものうち、中学在学者を除き、最終学歴が中学校卒業の者(高校中退を含む。)が男女とも7割程度を占めることから、将来貧困になる可能性が高いと考えられる。

また、少年院に入る子どもの家庭は、虐待、離婚、DV、親の問題行動(アルコール依存、薬物乱用)など、家庭の養育力に課題があるものも多く、その2割近くが貧困の家庭と言われている。

(内閣府 ユースアドバイザー養成プログラムより引用)



出典：法務総合研究所,2018,『平成30年度版 犯罪白書』

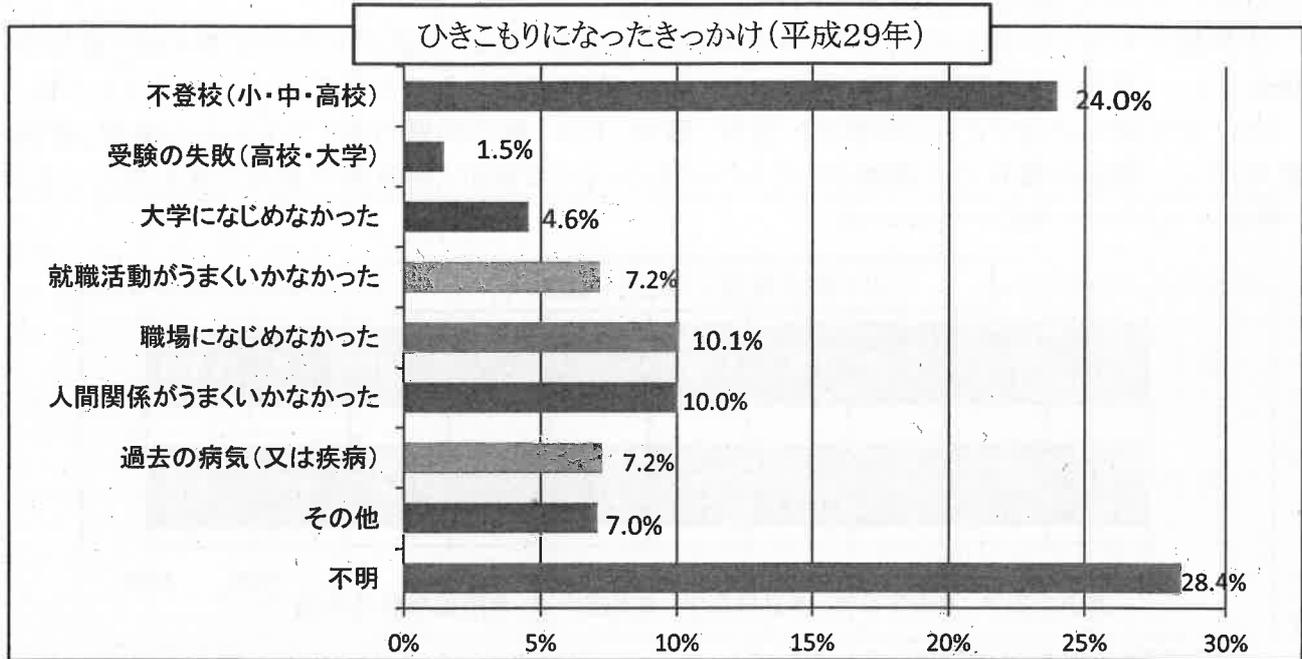


出典：法務総合研究所,2018,『平成30年度版 犯罪白書』

② ひきこもりと貧困

・ 社会適応・社会的自立に向けた総合的な支援が必要

京都府が29年度に実施した「ひきこもり実態調査」によると、ひきこもりになったきっかけは、「不登校」が24.0%と最も多く、「職場になじめなかった」10.1%、「人間関係がうまくいかなかった」10.0%となっており、不登校や就職に起因するひきこもり状態が、将来貧困になる可能性が高いと考えられる。



出典：平成29年度京都府ひきこもり実態調査

民生・児童委員による調査 548人、民間支援団体等による調査 557人、インターネットによる調査 29人 合計1,134に対して調査。人数については、各調査主体相互に重複する可能性がある

IV 重点施策

京都府においては、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策に関する重点施策を、「連携推進体制の構築」、「ライフステージに応じた子どもへの支援」、「経済的支援」及び「子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進」を柱として京都府独自の施策を含め、総合的・効果的な施策を推進していきます。

◆ゴシック体：重点的施策

1 連携推進体制の構築

【施策の方向性】

- ・ 学校を起点として、行政、教育機関、地域のNPO、民生・児童委員等関係団体が一丸となり、それぞれの役割において経済的に困難な家庭の子どもへの支援に取り組みます。
- ・ だれ一人取り残されることなく、すべての子どもに支援が届くよう、教育・福祉・労働等の関係機関が連携し、オール京都体制で取組を進めます。

【具体的な取組】

(1) 地域における教育と福祉の連携体制の強化(学校プラットフォーム)

◆ 学校を起点に支援に結びつく仕組みの整備

- ・ 困難な状況にある子どもを早期に把握し、必要な支援に繋げるために「まなび・生活アドバイザー(京都式スクールソーシャルワーカー)」の重点配置等による充実を図るとともに、学校からの相談を一元的に受け付ける窓口を福祉事務所や児童福祉部門等に整備することにより、支援を必要とする子どもたちが必要な施策に結びつく支援を図ります。

このために、当面は小学校を対象に数市町村においてモデル的に教育と福祉との連携体制を構築し、本計画の計画年度内に実施範囲及び内容の段階的な充実を図ります。

◆ 人材育成の推進

- ・ まなび・生活アドバイザーがスクールソーシャルワークの視点で支援を行うための対応力向上のため研修を充実させ、資質の向上を図ります。
- ・ あわせて、支援に必要な児童・生徒を早期に対応するために、学校における教職員に対する研修体制の推進を図ります。

○ 学校と地域による総合支援

- ・ 小中学校に配置するまなび・生活アドバイザーと福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員等の福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築します。
- ・ まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーの外部専門家を未配置校にも派遣し、子どもの状況に応じた学習支援や福祉施策に繋げていく取組を実施します。
- ・ 学習に課題を抱える子どもに対して、教職を目指す大学生やボランティア等が学習を支援する取組を実施します。

(2) 関係機関・団体の連携推進

◆ 市町村における子どもの貧困対策の窓口の明確化

- ・ 市町村計画の策定を支援するとともに、市町村の子どもの貧困対策の窓口や役割を明確化し、支援が必要な子どもや保護者が住み慣れた地域で支援を受けられる仕組みづくりを推進します。

◆ 地域ネットワークの強化

- ・ 保健所・市町村・教育機関・NPO法人等の連携をより強化するため、福祉圏域におけるネットワークの強化を図り、子どもの貧困に係る情報共有等を促進し迅速に課題解決を図ります。

また、それぞれの機関において、必要に応じて市町村要保護児童対策地域協議会等と情報共有が可能となる仕組みを検討します。

◆ きょうとこどもの城づくり事業の推進

- ・ すべての子どもが夢や希望をもって成長できる社会の実現を目指し、こどもの居場所をはじめとするこどもの城づくり事業の実施箇所を増やすとともに、地域偏在の解消を図ります。
- ・ 子どもたちに学習や生活習慣を指導するための人材の養成・確保をします。
- ・ こどもの居場所や子ども食堂の立ち上げや運営支援を行うとともに、事業者による交流会や研修会を開催することにより、運営に係る課題への対応策を共有するなど事業運営の質の向上を図ります。
- ・ 子どもの居場所等を通じて、子どもたち同士が互いに思いを語り合うことのできる環境づくりを進めます。

◆ 市町村支援の充実

- ・ 子どもの貧困対策に取り組む市町村に対して、計画策定及び支援施策の推進に向けた助言及び支援の充実を図ります。

○ 連携支援

- ・ 就学前後の連続性のある指導・教育を進めるため、保育所・認定子ども園・幼稚園と小学校との連携・円滑な接続を推進します。
- ・ 若者が就職後に社会人として必要な経験を積み、社会的・職業的に自立ができるよう、学校等が実施するキャリア教育をオール京都体制で支援します。

2 ライフステージに応じた子どもへの支援

子どもの成長段階や学力に応じた適切な支援を行うため、ライフステージに応じた施策を推進します。

就学前

【施策の方向性】

- ・ 市町村と連携して、妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、経済的に困難な家庭の早期把握に努めます。
- ・ 就学前の早い時期での支援に繋げるために、保育士や幼稚園教諭等に係る人材確保と質の向上を図ります。

【具体的な取組】

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

◆ 市町村の母子保健・福祉施策との連携

妊娠から子育てまで切れ目のない支援を社会全体で進めるとともに、家庭の経済状況に関わらず、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、市町村の子育て世代包括支援センターの設置・運営の支援を行うとともに、乳幼児健康診査等を通じ、困窮世帯やハイリスク家庭の早期発見と福祉への連携体制を構築します。

○ 妊娠から子育てまでの包括支援

- ・ 乳児のいるすべての家庭へ訪問(乳児家庭全戸訪問)し、早期に養育環境の把握に努めるとともに、養育支援が必要な場合には、保健師等による家庭訪問、養育等に関する指導・助言など、市町村の取組を支援します。
- ・ 健診未受診等で所在が確認できない児童等については、早期の状況把握・所在確認を行い、迅速な対応が行えるよう必要な支援を行います。
- ・ 市町村子育て世代包括支援センターに母子保健と子育て支援の専門職員を配置し、訪問型の支援を含むプランを作成し、子ども家庭総合支援拠点等の関係機関と連携してきめ細かい支援を実施します。
- ・ 若年妊婦、予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診など継続支援が必要な妊婦を早期に把握し、医療機関との連携・情報共有システムの更なる充実・強化を図るとともに、きょうと子育てピアサポートセンター、市町村、NPOが連携し相談体制の充実を図ります。

(2) 保育・幼児教育の充実

- ◆ 保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携強化
 - ・ 幼児教育アドバイザーの配置等により、保育・幼児教育の質の向上を図るとともに、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校・放課後児童クラブ等との連携を強化します。
- ◆ 保育所・認定こども園・幼稚園等の受け皿の整備及び人材の確保
 - ・ 保育所・認定こども園・幼稚園等の整備を計画的に進めるとともに保育士・保育教諭・幼稚園教諭の人材確保と質の向上を図ります。
- 保育人材等の確保・質の向上
 - ・ すべての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けられるよう、保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対し研修を行うなど、更なる資質の向上を図ります。
 - ・ 府内で必要な保育人材の確保を図るため、市町村や関係団体等とも連携し、学生に保育士や府内の保育所等の魅力を伝える取組強化や教育・保育経験者の再就業や定着のための支援を行います。
 - ・ 保育人材の確保や定着支援を一層促進するため、労務等のアドバイザーの巡回支援等による保育所・認定こども園等での就業環境の整備促進、養成校等への働きかけや府域でのマッチングを推進します。
- 子育て環境の整備
 - ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、保育所等の整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組みます。
 - ・ 教員や保育士のOBである家庭教育アドバイザーが子育て世代包括支援センター等と連携し、家庭教育に悩みや不安を抱える家庭を訪問するなど、幼児期から就学後まで、地域の力を活用した切れ目のない支援を行います。
- 幼児教育の推進体制の拡充
 - ・ 幼児教育アドバイザーを配置し、保育・幼児教育の質の向上を図り、幼稚園等から小学校への円滑な接続を実現するとともに、府内の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置を進めます。
- 社会的養護の推進
 - ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。

小・中学生期

【施策の方向性】

- ・小学生に対しては、早い段階から生活習慣の確立と学習習慣の定着を行い、中学生に対しては、高校進学に向けての学習支援を中心に取り組みます。
- ・不登校やひきこもり等の支援が届きにくい子どもたちや保護者に対する支援に取り組みます。
- ・こどもの居場所等を通じて、NPO法人等の地域団体と連携して、身近な場所できめ細やかな学習支援や生活支援に取り組みます。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- まなび・生活アドバイザー等学校における人材の充実
 - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度に繋げていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し、福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。
 - ・ 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細やかな指導ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。
 - ・ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。
- ◆ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化
 - ・ 中高生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成するとともに、児童生徒が進路等を検討する前に配布するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細やかな支援に努めます。
- 学校不適応や不登校などへの相談支援体制の整備
 - ・ 学校不適応や不登校など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援相談センターの運営支援を通じて、修学継続のための環境を整えます。
 - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関することに不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。
- 社会的養護の推進
 - ・ 施設等に入所する子どもが、より家庭的で安定した環境や人間関係のもとで育つことができるよう、児童養護施設等における家庭的養護や里親制度を推進します。(再掲)

(2) 学校における学習・個別支援の充実

○ 学習支援・個別支援の実施

- ・ 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- ・ 小学校段階におけるつまづきをなくすため、放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細やかな学習支援を実施します。
- ・ 子ども一人ひとりが、自らの進路を主体的に切り拓き、自己実現につなげることができるよう、地域社会と連携した体験的な学習活動やライフデザインを考える学習を進めるなど、それぞれの発達の段階に応じたキャリア教育を進めます。
- ・ あこがれのスポーツ選手などと対面したり、素晴らしい音楽や演劇等に触れるなど、子どもの様々な夢の実現を応援する取組を推進します。
- ・ 子どもが耕作・育成・収穫・調理・食事を体験するなど、食に関心を持ち、食とふれあい、食べ物への感謝の心をはぐくむ実践型の食育に取り組みます。
- ・ 中学校入学後の早い時期からの実施を含めて、基礎学力の充実と希望進路の実現に向けた補充学習の実施など、子どもの学力のさらなる向上を図る取組を推進します。
- ・ 幼児期の教育から中学校教育までの学びの連続性・一貫性を通して、困難な状況に置かれている子どもを含むすべての子どもたちに、未来の社会の創り手として必要な力となる「認知能力」と「非認知能力」をともに育成する学校モデルを構築します。

◆ 不登校児童生徒への支援の充実

- ・ 不登校児童生徒への支援を充実するため、市町村が設置する教育支援センター(適応指導教室)に専門職員を配置する等、機能充実を図ります。
- ・ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、脱ひきこもり支援センター(早期支援特別班)が学校や市町(組合)教育委員会と連携し、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を実施します。

(3) 地域における支援の充実

- ◆ 相談支援体制の充実(支援を必要とする子どもを確実に支援につなぐ仕組みづくり)
 - ・ SNS等を活用し、子ども自身がSOSを発信できる仕組みや相談窓口等の情報を入手できる仕組みを構築し、高校中退者や中卒者など支援が届いていない、又は届きにくい子どもたちにも相談しやすい環境を整備します。
 - ・ 相談窓口から京都府や市町村等の担当窓口へと支援を必要とする者を円滑に誘導できるようマニュアルを整備するとともに相談窓口の専門機関としての質の向上を図ります。
- 地域で子どもを支える支援体制の充実
 - ・ 子どもの貧困対策に取り組むNPO等と連携し、自然体験や子どもの集団生活の場の提供を図ります。
 - ・ 子どもを安心して育てることができるよう、市町村やNPO等と連携し、放課後児童クラブの整備など地域の実情を踏まえた子育て環境の向上に取り組めます。
 - ・ NPOや自治会等と連携を図り、学習に課題を抱える子どもが、平日の放課後等に身近な集会所等において学習できる環境づくりを推進します。
 - ・ NPO等と連携を図り、小学生とその保護者が一緒に調理することを通じ、食生活や食習慣の大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
 - ・ 府の支援を受けて子どもの居場所づくり、子ども食堂等を行う団体に図書の出借を行うなど、子どもが読書に親しむ機会の充実に向けた取組を推進します。
 - ・ 不登校の子どもに対し、フリースクール等関係機関と連携して学習支援や読書支援を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。
 - ・ 不登校傾向にある子どもに対し、関係機関と連携して野外活動等様々な体験を重ねる場を提供するとともに保護者に対し、専門家による教育相談や相互交流の場の提供を図ります。
 - ・ 家庭や地域の絆、子どもを慈しみはぐくむことの大切さ等について啓発することにより、子育てや家庭生活が尊重され、社会全体で子育てを支援する風土づくりを推進します。
 - ・ 青少年支援団体等と連携した居場所づくりや、一人ひとりに適した学習支援や体験活動等による寄り添い型支援の推進により、少年非行の未然防止を図ります。

高校生期～

【施策の方向性】

- ・ 学校における相談・指導体制の充実を図り、大学・企業や就労支援関係機関と連携し、中途退学の防止、希望進路の実現のために、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな学習支援とキャリア教育に取り組みます。
- ・ 支援制度や奨学金制度について子どもが気軽に相談できる窓口を整備します。

【具体的な取組】

(1) 教育環境の整備・充実

- 専門人材の配置等による教育環境の整備・充実
 - ・ 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度につなげていくように、まなび・生活アドバイザーの配置を推進し福祉事務所や児童相談所等と連携し、子どもが置かれている様々な環境の改善を図ります。〈再掲〉
 - ・ 多様な課題を抱える児童生徒にきめ細やかな指導ができるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワークの視点で支援を行うまなび・生活アドバイザーなど、教員以外の専門スタッフの配置拡充を進めます。〈再掲〉
 - ・ 昼間2部制の府立清明高校に続き、府北部に昼間定時制の府立清新高校を開設し、単位制を生かした柔軟な教育システムと教育内容により、個々の生徒に応じた社会的自立を支援します。また、そこで培った教育内容・手法を他校にも波及します。
 - ・ すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。〈再掲〉
- 高校中退防止に係る環境整備
 - ・ 府立高校ではスクールカウンセラー等による相談体制を充実させるとともに、学力不足による中退等を防止するため、義務教育段階の学び直しが必要な生徒に個別補習等の支援を実施します。
 - ・ 学校不適応など修学に関する「相談・カウンセリング」、ひきこもり解消への「居場所づくり」、学習の遅れを取り戻す「学習支援」事業を行う京都府私学修学支援・相談センターの運営支援を通じて、中退防止など高校修学継続のための環境を整えます。
- ◆ 子どもたちに支援情報を確実に届けるための広報・周知の強化(再掲)
 - ・ 中高生にもわかりやすい「支援制度のてびき」を作成するとともに、生徒が進路等を検討する前に配布するなど周知に努め、教育と福祉が連携したきめ細やかな支援に努めます。
- 相談支援体制の整備
 - ・ 不登校やいじめなどの学校教育に関すること、子育てやしつけなどの家庭教育に関すること不安や悩みを持つ子どもや保護者に対して24時間の電話相談などを推進します。〈再掲〉